

平成29年5月30日

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）に関する質問及び回答

都市計画局都市企画部
都市計画課

No.	項目	質問内容	回答
1	委託仕様書 「12 成果品」 (8頁)	成果品(1)素案(中間取りまとめ)の報告について, “ア 報告書”は平成29年度業務の(4)素案と解釈し てよいか。	そのとおりです。
2	委託仕様書 「12 成果品」 (8頁)	成果品(2)案の報告は,平成30年度業務(予定) の“(10)成果の取りまとめ”でまとめたものと解釈し てよいか。	そのとおりです。 委託仕様書の「12 成果品 (2)案の報告」の項 目に「平成30年度業務(予定)」を追記することとし ます。
3	委託仕様書 「4 平成30年 度業務(予定)の内 容(参考)」(5頁)	平成30年度業務(予定)の“(11)業務報告書の作 成”とは,原稿の作成と解釈してよいか。	委託仕様書「4 平成30年度業務(予定)の内容(参 考) (11)業務報告書の作成」とは,業務の実施状況を 記載した報告書のことを示します。 なお,業務完了時には,同報告書を提出していただく 必要があります。
4	委託仕様書 「3 平成29年 度業務の内容」 (3頁)	検討部会,都市計画審議会,庁内検討会議の3つの会 議が予定されているが,受託者が出席する会議は,検討 部会と庁内検討会議と理解してよろしいか。	そのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
5	説明書（5頁）	<p>ヒアリングの日時及び場所等の詳細については、申込書の提出後、改めて通知するとあるが、以下の事項について、現段階の想定でよいのでご教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加可能な人数 ・プレゼンテーション及び質疑時間 ・当日準備しなければならない機材 ・プレゼンテーション用資料（パワーポイント）の使用の可否 	<p>ヒアリングについては、以下のとおり実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 参加可能な人数は4名以内とします。 2 プレゼンテーション及び質疑時間は、各10分間（計20分間）とします。 3 当日準備しなければならない機材はありません。 4 ヒアリングで使用する説明資料は、あらかじめ御提出いただく提案書及び添付資料に限りませので、プレゼンテーション用資料（パワーポイント）の使用はできません。
6	説明書（7頁）	<p>複写用の提案書を提出することとなっているが、複写はカラー印刷を行うと想定して、提案書を作成してもよいか。</p>	<p>提案書は、白黒かカラーかを問いません。</p> <p>なお、提出された提案書については、着色を含め、原物どおり複写することとしています。</p>
7	受託候補者選定要領（7頁）	<p>本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を証明する会社・法人の登記事項証明書を提出することとあるが、登記をしていない事務所を置いている場合も同様の評価となるか。その場合、納税証明書を提出することでもよいか。</p>	<p>登記していない事務所（支店）を置いている場合は、事務所（支店）の所在地が確認できる法人市民税等の納税証明書（提案書提出日の3箇月以内に取得）を提出していただくことで構いません。</p>
8	受託候補者選定要領（別紙1）本業務に関する提案（8頁）	<p>「※1 本業務と同種の業務に携わった実績がある場合、その資料を添付することも可」とありますが、どのような資料が考えられるのでしょうか。</p>	<p>本市又は他都市における都市計画マスタープランの策定業務やその他これに類するまちづくり指針の策定業務等に係る貴社のこれまでの成果品等が考えられます。</p>

No.	項目	質問内容	回答
9	委託仕様書「3 平成29年度業務の内容」(3頁)	(7) 京都市都市計画審議会用資料の作成補助について、「報告用資料の作成, 印刷(20頁程度) 50部について補助を行う」とありますが, これは実際に印刷を受託事業者がするというのでしょうか。	そのとおりです。
10	委託仕様書「12 成果品」(8頁)	(2) 案の報告について, 平成30年度の成果品と考えてよろしいでしょうか。 平成29年度の成果品は(1) 素案の報告だけでよろしかったでしょうか。	そのとおりです。 委託仕様書の「12 成果品 (2) 案の報告」の項目に「平成30年度業務(予定)」を追記することとします。
11	委託仕様書「8 技術者の要件」(6頁)	(2) 照査技術者について, 資格を有することを証明するための書類の提出は現段階では必要ないのでしょうか。「(別紙2) 予定技術者の経歴及び業務実績等」を照査技術者についても提出する必要はないのでしょうか。	照査技術者の資格を有することを証明するための書類は, 提案書の提出の段階では不要です。ただし, 照査技術者は, 受託の条件として, 仕様書「8 技術者の要件 (2) 照査技術者」に規定する資格を有する必要があります。また, 「(別紙2) 予定技術者の経歴及び業務実績等」において, 照査技術者の経歴及び業務実績等を提出していただく必要はありませんが, 「(別紙1) 本業務に関する提案」において, 照査技術者の経歴や業務実績に触れて提案をしていただくことは構いません。

No.	項目	質問内容	回答
12	協力事務所	<p>「(第2号様式) 2 本業務の実施体制」に、協力事務所のメンバー名、担当する業務分野を記載してよいでしょうか。</p> <p>その場合、別紙2も記載・添付可能でしょうか？</p>	<p>「(第2号様式) 2 本業務の実施体制」の「管理技術者」、「主任技術者」及び「照査技術者」については、提案者の中から配置することを求めます。</p> <p>「その他の担当技術者」については、協力事務所等から配置することを認めますが、その場合は、「所属・役職名」の欄に「(協力事務所所属)」と記載をしてください。</p> <p>また、説明書「1(13) その他留意事項」に記載のとおり、協力事務所等と連携して本業務を実施する場合、協力事務所等の業務実績を提案書等に記載することを認めます。</p> <p>なお、説明書「2 提案書作成要領(3)」に記載のとおり、提案書本文及び添付資料には、社名を記載しないでください。</p>